

令和6年度 国際戦略総合特別区域評価書

作成主体の名称：東京都

1 国際戦略総合特別区域の名称

アジアヘッドクオーター特区

2 総合特区計画の状況

① 総合特区計画の概要

東京が日本全体の経済成長をけん引し、アジアの拠点としての地位を維持するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、①誘致・ビジネス交流事業、②ビジネス支援事業、③生活環境整備事業、④BCPを確保したビジネス環境整備事業の4つの事業を特定国際戦略事業として位置付け、グローバル企業のアジア統括拠点と研究開発拠点及び金融系外国企業の誘致に係る取組を行っていく。

② 総合特区計画の目指す目標

多くの企業が集積する東京にグローバル企業の統括拠点と研究開発拠点及び金融系外国企業を誘致し、誘致した企業と都内・国内企業とのコラボレーションにより新たな技術開発や販路開拓が促進されることで、日本全体に経済効果が波及し、日本経済の再生をけん引することを目標とする。

③ 総合特区の指定時期及び総合特区計画の認定時期

- 平成23年12月22日指定
- 平成24年7月30日認定（令和6年3月26日最終認定）

④ 前年度の評価結果

④-1 総合特別区域評価・調査検討会における評価結果

国際戦略総合特区 4.8点

- Access to Tokyo、ビジネスコンシェルジュ東京その他様々な誘致イベントなど地域独自のきめ細やかな取組を精力的に実施しており、その効果が目標を大きく上回る外国企業からの相談件数などに特徴的に示されている。
- 外国企業と都内企業との引き合わせ件数の伸びも堅調に推移している。
- 今後も、誘致やマッチングのプラットフォームの水準を堅持され、GXなど重要な分野での質の高い企業誘致につなげていってほしい。
- 高い実績・成果が得られていると思う。
- 東京という地の利もかなりある上、羽田空港の機能強化の恩恵も大きい。
- 今後は規制緩和提案を一層進めてほしい。

④-2 現地調査時の所見・指摘事項（令和6年度は実施なし）

⑤ 前年度の評価結果を踏まえた取組状況等

- ・国の支援事業について、東京都独自の取組である Access to Tokyo やビジネスコンシェルジュ東京、東京都の活用する PR 媒体等を通じて外国企業に広く紹介した。
- ・東京都独自の支援事業については、これまでの事業を引き続き実施していく。令和 6 年度においては Access to Tokyo の新たな窓口を、新興著しいインドのベンガルールに開設するとともに、オンラインセミナー（各海外窓口で 3 回、計 15 回）、また、対面イベント 1 回（ニューヨーク）、オンラインイベント 1 回（オセアニア地域）を開催し、現地企業や関係者への情報発信を実施した。令和 6 年度も、グリーンファイナンスに取り組む金融系外国企業が、都内で事業展開する際に要する新たな投資に対し、重点的・集中的に支援するため、グリーンファイナンス外国企業進出支援事業を実施した。また、グリーントランسفォーメーション（GX）関連分野で高い技術力を有する外国企業が、都内で事業を開始・展開する際に要する新たな投資に対し、重点的・集中的に支援するため、GX 関連外国企業進出支援金事業を実施した。
- ・平成 24 年度から令和 5 年度までの 12 年間で、合計 204 社の第四次産業革命関連企業（AI、IoT 及びデータ関連等）及び金融系外国企業の誘致を行い、誘致企業による人材採用及び投資が実行されることで地域経済の活性化に寄与している。
- ・令和 5 年 11 月に、東京からイノベーションを巻き起こすことを目指し、国内外からスタートアップやその支援者が集い、交流する一大拠点「Tokyo Innovation Base（以下、「TIB」という。）」を有楽町にプレオープンした。ワークスペースの提供、スタートアップ支援に関するイベント等の定期的な開催に加え、TIB に集まる国内外のスタートアップ向けのコンシェルジュサービス、ものづくり実証支援、商品のテストマーケティングの場や、ブース展示等大幅に機能を拡充させて令和 6 年 5 月にグランドオープンし、多様なプレーヤーを結びつける“NODE”としての活動を積極的に進めている。

⑥ 本年度の評価に際して考慮すべき事項

該当なし

3 目標に向けた取組の進捗に関する評価（別紙 1）

① 評価指標

評価指標（1）：外国企業の誘致数（総数）

数値目標（1）：375 件／計（令和 6 年度～令和 8 年度）《代替指標による評価》

代替指標（1）：外国企業からの相談件数 4,500 件／計（令和 6 年度～令和 8 年度）

〔令和 6 年度目標値 1,500 件、令和 6 年度実績値 4,024 件、進捗度 268%〕

評価指標（2）：外国企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数

数値目標（2）：東京都の誘致事業により 3 年間で 30 社以上誘致

（対象業種：AI、IoT 及びデータ関連等の第 4 次産業革命関連企業を中心とした東京（日本）の成長を促す業種）

〔令和 6 年度目標値 10 社、令和 6 年度実績値 3 社、進捗度 30%〕

評価指標（3）：金融系外国企業の誘致数

数値目標（3）：東京都の誘致事業により3年間で30社以上誘致

（対象業種：資産運用業、FinTech企業）

〔令和6年度目標値10社、令和6年度実績値10社、進捗度100%〕

評価指標（4）：外国企業と都内企業との引き合わせ件数

数値目標（4）：東京都が関わるマッチングイベント等において3年間で750件以上

〔令和6年度目標値250件、令和6年度実績値785件、進捗度314%〕

② 寄与度の考え方

該当なし

③ 総合特区として実現しようとする目標（数値目標を含む。）の達成に、特区で実施する各事業が連携することにより与える効果及び道筋

東京の強みである企業の高度な集積を始めとする経済集積、市場の魅力、発達した都市インフラを背景として、大胆な規制緩和や税制・財政支援等により、多国籍企業及び多国籍企業従事者・家族に対するビジネス環境の整備、生活環境の整備を行い、欧米の多国籍企業やアジアの成長企業の事業統括部門や研究開発部門を東京に誘致する。こうした企業の二次投資などにより日本全体に経済効果を波及させていく。

④ 目標達成に向けた実施スケジュール

令和6年度においても、多国籍企業の誘致の取組とともに、国内外のセミナーやウェブサイト等の活用による積極的な情報発信や、ビジネス環境の向上に資する規制の特例措置や税制措置等の活用による外国企業誘致の取組を進め、第4期計画においても、評価指標の達成に向けて、引き続き外国企業の誘致活動を推進していく。

4 規制の特例措置を活用した事業等の実績及び自己評価（別紙2）

① 特定国際戦略事業

①-1 国際会議等参加旅客不定期航路事業（海上運送法）

ア 事業の概要

羽田空港～臨海副都心エリアのMICE会場間の航路について、現行では禁止行為となっている旅客不定期航路事業者による片道乗合運送（2地点間の運行）を可能とする（平成24年度提案）。

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

令和6年度まで活用実績なし。当該規制緩和の実現により、MICE参加者の利便性向上を図り、国際会議の誘致等を促進する。令和6年度も地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施した。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用するPR媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介した。

①－2 外国企業進出促進支援事業（入国・在留審査要領）

ア 事業の概要

東京都が認定する外国企業に就労予定の外国人の在留資格認定証明書交付申請において、審査の迅速化及び提出資料の簡素化を図る（平成24年度提案）。

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

令和6年度まで活用実績なし。当該規制緩和により、外国企業の日本進出を促進し、東京はもとより日本経済の健全な発展に資する。令和6年度も都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京やAccess to Tokyo（海外誘致拠点）を通じて、東京進出を目的としている企業に対し、当特区のインセンティブの一つとして周知を行った。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施した。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用するPR媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介した。

（ビジネスコンシェルジュ東京における新規の外国企業からの相談社数：988社）

（Access to Tokyoにおける外国企業誘致数：0社）

①－3 國際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業（入国・在留審査要領）

ア 事業の概要

外国企業が国際戦略総合特別区域地域協議会の民間事業者が提供する施設を事業所として使用する場合、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすこと等を前提に、支店等開設準備を行う当該外国企業の従業員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する（平成25年度提案）。

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

令和6年度まで活用実績なし。当該規制緩和により、外国企業の日本進出を促進し、東京はもとより日本経済の健全な発展に資する。令和6年度も都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京やAccess to Tokyoを通じて、東京進出を目的としている企業に対し、当特区のインセンティブの一つとして周知を行った。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施した。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用するPR媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介した。

（ビジネスコンシェルジュ東京における新規外国企業からの相談社数：988社）

（Access to Tokyoにおける外国企業誘致数：0社）

①－4 高度人材外国人受入促進事業（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令等）

ア 事業の概要

総合特別区域法に基づき東京都が指定する研究開発事業等を行う企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とする（平成25年度提案）。

イ 評価対象年度における規制の特例措置の活用状況と目標達成への寄与

令和 6 年度まで活用実績なし。当該規制緩和により、国際戦略総合特別区域内の企業への高度人材外国人の受入れを促進することで、東京はもとより日本経済の健全な発展に資することができる。

② 一般国際戦略事業

②-1 ビジネスジェットの使用手続簡略化

ア 事業の概要

羽田空港においてビジネスジェットの発着制限の緩和と駐機可能機数の増加を行つた（平成 24 年度提案）。

イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

令和 6 年におけるビジネスジェットの発着回数は 4,907 回、令和 6 年度における CIQ（《customs, immigration and quarantine》税関、出入国管理、検疫のこと。出入国の際に必要とされる 3 つの手続の略称。）動線利用回数は 2,279 回である。

※ 参考：ビジネスジェットの発着回数

平成 24 年 1,792 回（緩和実現）

平成 25 年 2,303 回

平成 26 年 2,396 回

平成 27 年 2,935 回

平成 28 年 3,077 回

平成 29 年 3,401 回

平成 30 年 3,648 回

令和元年 3,736 回

令和 2 年 1,911 回

令和 3 年 1,742 回

令和 4 年 3,228 回

令和 5 年 4,951 回

令和 6 年 4,907 回

CIQ 動線利用回数

平成 28 年度 1,640 回

平成 29 年度 1,865 回

平成 30 年度 2,032 回

令和元年度 2,047 回

令和 2 年度 120 回

令和 3 年度 117 回

令和 4 年度 1,517 回

令和 5 年度 2,338 回

令和 6 年度 2,279 回

ビジネスジェットの利用が容易になることにより、ビジネス環境が向上し、企業誘

致におけるインセンティブに資する。

②－2 非常用発電機による住戸内電源供給

ア 事業の概要

事業者が個別住戸ごとに配線を行うこと、その際の電力は無償であること等を前提に、停電時に稼動する非常用発電機を活用し個別住戸に電源供給を行うことが可能となった（平成24年度提案）。

イ 評価対象年度における規制の活用状況と目標達成への寄与

令和6年度は活用実績なし。非常用発電機における住戸内電源供給を行うことでBCPを確保したビジネス環境が向上し、企業誘致におけるインセンティブに資する。令和6年度も地域協議会構成員等に対して制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施した。

③ 規制の特例措置の提案

令和6年度は新たな提案はなかった。特区内の課題解決に向け、引き続き事業者等への意見聴取を行う。

5 財政・税制・金融支援の活用実績及び自己評価

① 財政支援：評価対象年度における事業件数0件

＜調整費を活用した事業＞

対象事業なし

＜既存の補助制度等による対応が可能となった事業＞

対象事業なし

② 税制支援：評価対象年度における適用件数0件

②－1 誘致・ビジネス交流事業

ア 事業の概要

海外への継続的なアプローチ、MICE開催によるビジネス交流等による誘致対象企業の掘り起こしを行うことを目指し、特区内において研究開発事業の拠点を形成し、東京の国際競争力強化に資する事業を実施する多国籍企業に対して、設備等投資促進税制を適用する。

イ 評価対象年度における税制支援の活用状況と目標達成への寄与

令和6年度は活用実績なし。都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京やAccess to Tokyoを通じて、東京進出を目的としている外国企業、外資系企業等に当特区のインセンティブの一つとして直接周知を実施し、将来的な活用が見込まれる外国企業を発掘した。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施した。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用するPR媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介。

なお、法人指定要件である、「国際戦略総合特区地域協議会を構成する法人であること」などの要件が、新規の事業者にとっては参入の障壁となっている可能性がある。

(ビジネスコンシェルジュ東京における新規外国企業からの相談社数：988 社)

(Access to Tokyo における外国企業誘致数：0 社)

ウ 将来の自立に向けた考え方

上記取組を踏まえ、検討を行う。

②-2 生活環境整備事業

ア 事業の概要

外国人家族がストレスなく暮らせるためのサポート、教育・医療等の生活インフラの確立がされることを目指し、特区内において多国籍企業の従事者や家族等の生活環境整備を行う者のうち新たにインターナショナルスクールを設置し運営する者に対して、設備等投資促進税制を適用する。

イ 評価対象年度における税制支援の活用状況と目標達成への寄与

令和6年度は活用実績なし

ウ 将来の自立に向けた考え方

該当なし

②-3 BCP を確保したビジネス環境整備事業

ア 事業の概要

高い防災対応力や自立・分散型エネルギーネットワークを備えた安全・安心のブランド化と安定した企業活動の保証を行うことができるよう、特区内において国際会議等に参加する者の利用に供する大規模な集会施設・宿泊施設を整備し、運営する者に対して、設備等投資促進税制を適用する。

イ 評価対象年度における税制支援の活用状況と目標達成への寄与

令和6年度は活用実績なし

ウ 将来の自立に向けた考え方

該当なし

③ 金融支援（利子補給金）：評価対象年度における新規契約件数0件

③-1 誘致・ビジネス交流事業

ア 事業の概要

海外への継続的なアプローチ、MICE 開催によるビジネス交流等による誘致対象企業の掘り起こしを行うことをを目指し、特区内において研究開発事業の拠点を形成し、東京の国際競争力強化に資する事業へ貸付を行う指定金融機関に対して、利子補給を行う。

イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

令和6年度は活用実績なし。令和6年度も、都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京やAccess to Tokyo を通じて、東京進出を目的としている外国企業・外資系企業等に当特区のインセンティブの一つとして直接周知を実施した。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施した。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用する PR 媒体（ホームページ、パンフレット等）において上

述の取組を紹介した。

(ビジネスコンシェルジュ東京における新規外国企業からの相談社数：988 社)

(Access to Tokyo における外国企業誘致数：0 社)

ウ 将来の自立に向けた考え方

上記取組を踏まえ、検討を行う。

③-2 生活環境整備事業

ア 事業の概要

外国人家族がストレスなく暮らせるためのサポート、教育・医療等の生活インフラが確立されることを目指し、特区内において生活環境整備事業に貸付を行う指定金融機関に対して、利子補給を行う。

イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

令和6年度は活用実績なし。令和6年度も、都独自の取組として行っているビジネスコンシェルジュ東京や Access to Tokyo を通じて、東京進出を目的としている外国企業・外資系企業等に当特区のインセンティブの一つとして直接周知を実施した。また、地域協議会構成員を中心に、特例措置の制度等を再周知し、活用促進を図ることで、外国企業の進出やビジネス展開に資する取組を実施した。さらに、外国企業誘致を目的として東京都が活用する PR 媒体（ホームページ、パンフレット等）において上述の取組を紹介した。

(ビジネスコンシェルジュ東京における新規外国企業からの相談社数：988 社)

(Access to Tokyo における外国企業誘致数：0 社)

ウ 将来の自立に向けた考え方

上記取組を踏まえ、検討を行う。

③-3 BCP を確保したビジネス環境整備事業

ア 事業の概要

高い防災対応力や自立・分散型エネルギーネットワークを備えた安全・安心のブランド化と安定した企業活動の保証を行うことができるよう、特区内においてビジネス支援事業を実施する取組に貸付をする指定金融機関に対して、利子補給を行う。

イ 評価対象年度における金融支援の活用状況と目標達成への寄与

令和6年度は活用実績なし。引き続き、本事業に関連する事業者に対し積極的に周知し、活用を促していく。

ウ 将来の自立に向けた考え方

上記取組を踏まえ、検討を行う。

6 地域独自の取組の状況及び自己評価（別紙3）

（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）

（1）外国企業の関心度や進出ステージに応じた誘致施策を戦略的に展開

【進出意欲醸成期】

・東京の魅力の PR として、アジアヘッドクオーター特区の取組をアピールする広報活

動を積極的に展開し、東京への投資意欲を持つ企業への情報発信を行った。

- ・海外誘致窓口（Access to Tokyo：ロンドン・パリ・サンフランシスコ・シンガポール・ベンガルール）を運営し、現地で積極的な広報活動を実施することで、海外ハブ機関等との連携を深め、スピードイーな誘致活動につなげた。
- ・オンラインセミナー（各海外窓口で3回、計15回）、また、対面イベント1回（ニューヨーク）、オンラインイベント1回（オセアニア地域）を開催し、アジアヘッドクオーター特区の取組など東京の魅力をアピールする広報活動を積極的に展開し、東京への投資意欲を持つ企業への情報発信を実施した。

【進出への検討開始初期】

- ・オフィス事業者と事業協定を締結し、新たに東京での拠点設立を検討している金融系外国企業に対し、東京進出に向けた事前調査（リサーチ）等のための一時滞在を支援することで、金融系外国企業の誘致を推進した。

【進出へ向けた具体的検討期】

- ・外国企業発掘・誘致事業（第四次産業革命・金融分野）を通じて、日本進出の確度が高く有望な先端技術を持つ外国企業へのコンサルティング等を実施し、東京への外国企業誘致を推進した。
- ・ビジネスコンシェルジュ東京が、英語にて外国企業等の東京でのビジネス展開をサポートした。また、都内に拠点設立を検討している金融系外国企業等を対象に、金融庁と連携しながら行政手続の支援や総合的なコンサルティングサービスを提供した（金融ワンストップ支援サービス）。
- ・東京開業ワンストップセンターでは、中小企業診断士が開業手続に係る相談に対応し、円滑に行政手続が行えるよう支援した（国家戦略特区の取組）。

【拠点設立・事業継続期】

- ・東京開業ワンストップセンターが、東京での会社（拠点）の設立時に必要となる各種手続について、一元的に対応するサービスを提供した。なお、令和7年2月より、登記及び定款認証の手続の英語対応を開始したことで、会社設立に必要な手続が全て英語で行えることとなった（国家戦略特区の取組）。
- ・金融系外国企業誘致の取組に資するインセンティブとして、金融系外国企業拠点設立補助金事業を実施した。また、平成29年度に整備した金融ライセンス登録手続に関する英語解説書を令和5年3月に改訂した。
- ・金融系外国企業が東京都内に設置して間もない拠点の成長を促進するとともに、安定して都内で事業活動を行うための支援を行うため、金融系外国企業事業基盤支援補助金事業を実施した。
- ・グリーンファイナンスに取り組む金融系外国企業が、都内で事業を開始・展開する際に要する新たな投資に対し、重点的・集中的に支援するため、金融系外国企業重点分野支援補助金事業を実施した。
- ・グリーントランスマネーション（GX）関連分野で高い技術力を有する外国企業が、都内で事業を開始・展開する際に要する新たな投資に対し、重点的・集中的に支

援するため、GX 関連企業誘致促進補助金事業を実施した。

- ・東京への進出後は、ビジネスを安定的に継続できるよう、ビジネスコンシェルジュ東京による販路開拓支援、外国企業と都内企業とのマッチング支援を実施した。
- ・東京圏雇用労働相談センターでは、日本の雇用ルールを的確に理解し、円滑に事業展開できるよう支援した（国家戦略特区の取組）。

（2）「スタートアップ・エコシステム・東京コンソーシアム」

- ・東京都の旗振りのもと、自治体、大学・研究機関、民間事業者等（アクセラレータ、ベンチャーキャピタル、事業会社、デベロッパー等）、約 900 のメンバーの参画により構成されるコンソーシアムの組成・運営を通じ、都内の各地で形成されているエコシステムやスタートアップ拠点の広域的な連携を促進し、外国企業の都内でのビジネス展開にも寄与する取組を実施した。

（3）「Tokyo Innovation Base」

- ・令和 5 年 11 月に、東京からイノベーションを巻き起こすことを目指し、国内外からスタートアップやその支援者が集い、交流する一大拠点「Tokyo Innovation Base (TIB)」を有楽町にプレオープンした。ワークスペースの提供、スタートアップ支援に関するイベント等の定期的な開催に加え、TIB に集まる国内外のスタートアップ向けのコンシェルジュサービス、ものづくり実証支援、商品のテストマーケティングの場や、大幅に機能を拡充させて令和 6 年 5 月にグランドオープンし、多様なプレーヤーを結びつける“NODE”としての活動を積極的に進めている。

（4）在留資格の規制緩和に係る新規提案（国家戦略特区の取組）

- ・東京都は、高度外国人材を東京に呼び込み、イノベーションの創発を促進するため、令和 4 年 12 月に「東京グローバルイノベーションビザ」を新規提案した。令和 5 年度は、その第 2 弾として、優れた外国人投資家の支援でグローバルに活躍するスタートアップを創出するための外国人投資家向けビザの創設を、第 3 弾として、優れたビジネスプランを持つ在留外国人による活発な創業を促進し、新たなイノベーションを創出するための就労・留学中の在留外国人起業家に係る資格外活動許可の迅速化をそれぞれ新規提案した。
- ・令和 6 年度はこのうち、「外国人投資家ビザの創設」に向け、内閣府や入管庁との調整を続け、令和 7 年 2 月に国家戦略特区ワーキンググループにおいて今後の方向性整理を進めた。

7 総合評価

- 令和 6 年度においても、上記に掲げる外国企業誘致に向けた多様な取組を行った。
- 総合特区の取組だけでなく、国家戦略特区の取組も活用し、両取組を積極的に連携させることで相乗効果を発揮させ、外国企業誘致の施策を展開した。
- 平成 31 年 4 月に設立した金融プロモーション組織である一般社団法人東京国際金融機構と引き続き連携し、原則として誘致対象を一定規模以上の企業とともに、第三者による信用調査を強化することで、質の高い企業の誘致を進めた。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

評価指標(1) 外国企業の誘致数 (総数) 数値目標(1) 375社/累計 代替指標 外国企業からの相 談件数 代替指標 数値目標 4,500件/累計			【参考】 平成29年度→ 令和2年度	【参考】 令和3年度→ 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	△
	数値目標(1)	目標値	6,000件	4,500件	1,500件	3,000件	4,500件	
		実績値	6,390件	10,386件	4,024件			
	寄与度(※):100(%)	進捗度(%)	106%	231%	268%			
この評価指標における実績値の算出に際しては、都内への外資系企業の進出状況について調査が必要であるが、実績を把握するまでに時間を要してしまうため、評価書作成時点では実績値を把握することができない。そのため、毎年度の評価については、前年度末時点での実数が速やかに把握できる「外国企業からの相談件数」を代替指標とする。東京へ進出する外国企業はビジネスの実施に際し、法人設立や販路拡大を促進するために、商習慣や各種行政手続等に関する情報提供やビジネスマッチングなどの支援を求めている。そうした外国企業に対するワンストップのビジネス支援サービスを提供するビジネスコンシェルジュ東京(東京都の委託事業)等への相談件数は、東京への投資意欲が高く、進出に向けて具体的な検討を進める外国企業の数を反映していると考えられるため、代替指標として適切である。								
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業								
外資企業を特区内へ誘致するためにビジネス面や外国人の生活面など多方面の環境整備を行うとともに、行政手続の代行や弁護士・会計士等の専門サービスへの橋渡し等ビジネスを支援するためのワンストップサービスを提供し、外資企業への支援を進めていく。								
各年度の目標設定の考え方や 数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年 度の目標								
発掘・誘致事業の実施による効果(見込み)等を考慮し、目標値を設定した。								
進捗状況に係る自己評価(進捗 が遅れている場合の要因分析)								
・在京大使館への訪問やセミナー等でのPR活動、平成29年度からの金融ワンストップ支援サービスの開始により、目標は大幅に達成されている。(実績値は、ビジネスコンシェルジュ東京における相談件数による) ・民間企業と連携し、ターゲットを絞った上で外資企業へ直接アプローチするとともに、東京への進出を決定するためのコンサルティングを行うなど、個別の企業に応じたオーダーメイドの支援を行うことで東京への誘致を促進している。また、特区ホームページにおいて、東京の強みや特区進出のメリット、特区進出企業の事例等、外資企業が求める情報を随時発信し、積極的な誘致・広報活動を実施している。さらに、外資企業と都内企業とのマッチングを支援し、企業へのビジネス機会の提供を行った。 ・今後も、投資先としての東京の認知度を高めるため、国内外セミナー及び海外見本市、ウェブサイトや外資企業への情報発信に際して最適な媒体・手法等を活用して、外資企業の意思決定者層に東京の魅力を直接訴えていく。								
外部要因等特記事項								

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

評価指標(2) 外国企業のアジア 統括拠点及び研究 開発拠点の誘致数			【参考】 平成29年度→ 令和2年度	【参考】 令和3年度→ 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	△		
	数値目標(2)	目標値	40社	30社	10社	20社	30社			
		実績値	40社	31社	3社					
	寄与度(※): 100(%)	進捗度(%)	100%	103%	30%					
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合										
目標達成に向けた主な取組、関連事業		<p>目標達成に向けて、外国企業発掘・誘致事業等においては、民間企業と連携しながらターゲットを絞った上で外国企業へ直接アプローチし、投資決定のための専門的なコンサルティングを行うなど、特区への誘致を戦略的に進めるとともに、国内外のセミナーやアジアヘッドクオーター・特区ウェブサイト等を活用した積極的な情報発信を行い、誘致活動・進出支援を実施している。</p> <p>また、GX関連外国企業進出支援金事業において、グリーントランスマーケティング(GX)関連分野で高い技術力を有する外国企業が、都内で事業を開始・展開する際に要する新たな投資に対し、重点的・集中的に支援を行っている。</p> <p>【誘致候補リストの作成】</p> <p>外国企業発掘誘致事業においては、令和6年度は、5,600社を超える企業にコンタクトし、そこから約150社まで誘致候補企業を絞り込み、誘致活動を実施している。</p>								
各年度の目標設定の考え方や 数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年 度の目標		<p>東京都の誘致事業による誘致目標数である。</p> <p>外国企業が東京進出の検討、決定、拠点設立に至るまで通常複数年が必要となることを考慮し、目標を設定した。</p> <p>【把握方法】</p> <p>特区進出企業の申請により把握する。</p>								
進捗状況に係る自己評価(進捗 が遅れている場合の要因分析)		<p>・GX関連外国企業進出支援金事業において、グリーントランスマーケティング(GX)関連分野で高い技術力を有する外国企業が、都内で事業を開始・展開する際に要する新たな投資に対し、重点的・集中的に支援を行うことで、東京進出につながっている。</p> <p>・来年度以降も海外ハブ組織との連携窓口を活用した外国企業へのアプローチの強化、ホームページや国内外のセミナーの場を活用した東京への投資意欲を持つ企業への情報発信の強化等に取り組み、今後も民間企業と連携して積極的・計画的に誘致活動・進出支援を実施していく。</p>								
外部要因等特記事項										

※寄与度: 一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		【参考】 平成29年度→ 令和2年度	【参考】 令和3年度→ 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
評価指標(3) 金融系外国企業の 誘致数	目標値	40社	30社	10社	20社	30社			
	実績値	50社	33社	10社					
	寄与度(※):100(%)	進捗度(%)	125%	110%	100%				
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合									
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業		<p>目標達成に向けて、金融系外国企業発掘・誘致事業においては、民間企業と連携しながらターゲットを絞った上で外国企業へ直接アプローチし、投資決定のための専門的なコンサルティングを行うなど、特区への誘致を戦略的に進めるとともに、国内外のセミナーやアジアヘッドクオーター特区ウェブサイト等を活用した積極的な情報発信を行い、誘致活動・進出支援を実施している。</p> <p>また、金融系外国企業が東京都内に新たに拠点設立を行うために必要な経費に対する補助も行っている。</p> <p>【誘致候補リストの作成】</p> <p>金融系外国企業発掘誘致事業においては、令和6年度も引き続き、原則として誘致対象を一定規模以上の企業とともに、第三者による信用調査を強化し、進出の実現可能性を高める取組を進めている。</p>							
各年度の目標設定の考え方や 数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標		<p>東京都の誘致事業による誘致目標数である。</p> <p>外国企業が東京進出の検討、決定、拠点設立に至るまで通常複数年が必要となることを考慮し、目標値を設定した。</p> <p>【金融系外国企業】</p> <p>有価証券等の運用等を行う資産運用業及びIT技術を駆使した革新的な金融サービス提供をするFinTech企業の外国企業である。</p> <p>【把握方法】</p> <p>特区進出企業の申請により把握する。</p> <p>※過年度に東京進出の意思決定を取得した企業(いわゆる誘致企業)を含む。</p>							
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)		<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度より、金融プロモーション組織である一般社団法人東京国際金融機構を通じて実施することにより、誘致活動をより一層強化しつつ、誘致対象となる企業を一定規模以上とすることや信用調査の強化により、進出の蓋然性の高い企業への誘致活動・進出支援が実施できている。 金融系外国企業が東京都内に新たに拠点設立を行うために必要な経費に対する補助を行うことで、東京進出を促すことができている。 「拠点設立に係る様々なサポートを行う金融ワンストップ支援サービス」や「金融業の登録申請手続き等を分かりやすく説明した英語解説書の活用」等、多面的に取り組むことで、着実に誘致活動・進出支援を実施していく。 							
外部要因等特記事項									

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■目標に向けた取組の進捗に関する評価

		【参考】 平成29年度→ 令和2年度	【参考】 令和3年度→ 令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
数値目標(4)	目標値	1,000件	750件	250件	500件	750件			
	実績値	1,534件	994件	785件					
寄与度(※):100(%)	進捗度(%)	153%	133%	314%					
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合									
評価指標(4) 外国企業と都内企業との引き合わせ件数	目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	<p>目標達成に向けて、誘致した外国企業に対する具体的なマッチングニーズのヒアリングを行い、公共団体及び民間事業者等が実施するマッチング商談会等あらゆる機会を活用して引き合わせを行っている。</p> <p>引き合わせについては、都内において、都が主催する商談会、協議会構成員を中心とする連携団体のマッチングイベントにて引き合わせを行っている。</p> <p>【参加外国企業数】75社</p> <p>【マッチングイベント等開催実績】</p> <p>都主催交流展・商談会 3回</p> <p>民間主催マッチングイベント 7回</p> <p>都と民間の共済マッチングイベント 9回</p>							
	各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	<p>誘致した外国企業の数が限られていることに加え、1社当たりの商談会数には限りがあることを考慮し、目標値を設定した。</p> <p>【引き合わせ件数】</p> <p>都が主体的に関わっているマッチング商談会や各種イベントにおいて、外資系企業と都内企業が商談を行った件数及び個別企業のニーズに応じて個別の引き合わせを行った件数である。</p> <p>【把握方法】</p> <p>参加企業からの報告により把握する。</p>							
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)		<ul style="list-style-type: none"> ・目標は達成されている。 ・来年度以降も、様々な団体が開催するマッチング商談会等への参加支援や、具体的なニーズに基づく個別の引き合わせを実施することで、積極的なマッチングを促進していく。 							
外部要因等特記事項									

※寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

■(参考)認定計画書に記載した数値目標に対する実績

評価指標(1) 外国企業の誘致数 (総数)	数値目標(1)	目標値 (※2)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
			125社			
	実績 値					
寄与度(※1):100(%)	進捗度(%)					
代替指標又は定性的評価の考え方 ※数値目標の実績に代えて代替指標又は定性的な評価を用いる場合						
目標達成の考え方及び目標達成に向けた主な取組、関連事業	目標達成に向けて、民間企業と連携しながら対象となる外国企業を発掘し、行政手続の代行や弁護士・会計士等の専門サービスへの橋渡し等ビジネスを支援するためのワンストップサービスを提供し、特区への誘致を進めるとともに、こうした取組について、国内外のセミナーやアジアヘッドクオーター特区ウェブサイトなどにより、積極的に情報発信を行っている。					
各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等 ※定性的評価の場合は、各年度の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア統括拠点及び研究開発拠点となる企業を含む、外国企業の誘致目標数である。外国企業への働きかけや特区の取組に関するPRを行った結果、実際に特区内へ企業が進出するまでにはタイムラグがあることから、企業が投資決定を行うまでのプロセスを考慮し、目標値を設定した。 ・実績値は、東京都が独自に調査した特区内の外資系企業数における、前年度との差分の累計である。 					
進捗状況に係る自己評価(進捗が遅れている場合の要因分析)	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗は遅れている。 ・新型コロナウィルス感染拡大の影響によるものと推察される。 ・今後もビジネス面・生活面等の環境整備を進めるとともに、国内外のセミナーやウェブサイト、その他様々な広報媒体手法を活用した情報発信やワンストップサービスの提供等により、特区内における外国企業の集積を図る。 					
外部要因等特記事項						

※1 寄与度:一つの評価指標に対して複数の数値目標がある場合、それぞれの数値目標が評価指標に与える寄与度を記入してください。

※2 数値目標に係る目標値について、各年度の目標設定ができない場合は、目標達成予定年度のみ数値目標及び実績値の両方を記載し、目標達成予定年度以外の年度については、当該年度の実績値のみを記載してください。

また、その場合は「各年度の目標設定の考え方や数値の根拠等」の欄に、当初設定した数値目標に係る目標設定の考え方や数値の根拠を記載してください。

■規制の特例措置等を活用した事業の実績及び評価
規制の特例措置を活用した事業

特定(国際戦略／地域活性化)事業の名称(事業の詳細は本文4①を参照)	関連する数値目標	規制所管府省による評価
国際会議等参加旅客不定期航路事業	数値目標(1)～(4)	<p>規制所管府省名: 国土交通省</p> <p><input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる</p> <p><input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒<input type="checkbox"/>要件の見直しの必要性あり</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p><特記事項></p>
外国企業進出促進支援事業	数値目標(1)・(3)・(4)	<p>規制所管府省名: 法務省</p> <p><input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒<input type="checkbox"/>要件の見直しの必要性あり</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p><特記事項></p> <p>関連する数値目標は達成しているものの、事業自体の活用実績がないため。</p>
国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業	数値目標(1)・(3)・(4)	<p>規制所管府省名: 法務省</p> <p><input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒<input type="checkbox"/>要件の見直しの必要性あり</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p><特記事項></p> <p>関連する数値目標は達成しているものの、事業自体の活用実績がないため。</p>
高度人材外国人受入促進事業	数値目標(1)・(3)・(4)	<p>規制所管府省名: 法務省</p> <p><input type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められる</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特例措置の効果が認められない ⇒<input type="checkbox"/>要件の見直しの必要性あり</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p><特記事項></p> <p>関連する数値目標は達成しているものの、事業自体の活用実績がないため。</p>

※関連する数値目標の欄には、別紙1の評価指標と数値目標の番号を記載してください。

国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業(本文4②に記載したものを除く。)

現時点で実現可能なことが明らかになった措置による事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考 (活用状況等)

国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業(本文4②に記載したものを除く。)

全国展開された事業の名称	関連する数値目標	評価対象年度における活用の有無	備考 (活用状況等)

■地域独自の取組の状況及び自己評価（地域における財政・税制・金融上の支援措置、規制緩和・強化等、体制強化、関連する民間の取組等）
財政・税制・金融上の支援措置

財政支援措置の状況				
事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
金融系外国企業拠点設立補助金事業	平成29年度から、金融系外国企業誘致の取組に資するインセンティブ施策として運用開始。 金融系外国企業が都内に新たに拠点設立する際に要する経費を補助。	評価指標(1)・(3)	令和6年度は7件、 10,755千円の交付実績	東京都
税制支援措置の状況				
事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
都税（不動産取得税、固定資産税・都市計画税）の減免	平成25年度から、本格的な外国企業誘致の取組に向けたインセンティブの整備として、総合特区税制の適用企業に対して都税（不動産取得税、固定資産税・都市計画税）の減免措置を開始。	評価指標(2)・(3)	令和6年度の適用実績なし。	東京都
金融支援措置の状況				
事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名

規制緩和・強化等

規制緩和				
取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
規制強化				
取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
その他				
取組	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名
海外誘致窓口（ロンドン・パリ・サンフランシスコ・シンガポール・ベンガルール）	海外において、有望な第四次産業革命関連企業及び金融系企業とのネットワークを有する海外ハブ組織等の海外機関との連携や情報交換等を実施。	評価指標(1)・(2)・(3)	令和6年度は外国企業、ハブ組織に計5,302件コンタクト 個別の企業・ハブ組織との面談件数は計335件	東京都
ビジネスコンシェルジュ事業	外国企業に対するビジネス支援サービス等をワンストップで提供する窓口を設置・運営。	評価指標(1)～(4)	令和6年度の外国企業等からの相談件数：2,965件 ※金融ワンストップ支援サービスを除く。	東京都
東京開業ワンストップセンター事業	外資系企業やベンチャー企業等の開業手続を一元化する窓口を設置・運営（3拠点：赤坂・丸の内・渋谷）。	評価指標(1)～(4)	令和6年度の外国人利用者数：2,757件 令和6年度までの外国人利用者数（累計）：13,074名	東京都
東京の魅力のPR	オンラインセミナー（各海外窓口で3回、計15回）、対面イベント1回（ニューヨーク）及びオンラインイベント1回（オセアニア地域）を通じて、アジアヘッドクオーター特区の取組など東京の魅力をアピールする広報活動を積極的に展開することで、現地企業や関係者への情報発信を実施した。	評価指標(1)～(4)	オンラインセミナー参加者：計248名 対面イベント（ニューヨーク）参加者：202名 オンラインイベント（オセアニア地域）参加者：80名	東京都
金融ワンストップ支援サービス	平成29年4月より、都内に拠点設立を検討している金融系外国企業等を対象に、金融庁と連携しながら行政手続の支援や総合的なコンサルティングサービスを提供。	評価指標(1)・(3)	令和6年度の外国企業からの相談実績は1,059件	東京都
金融系外国企業に向けた英語解説書の作成	金融ライセンス登録手続に関する英語解説の整備により、金融系外国企業の誘致を推進。	評価指標(1)・(3)	令和5年3月に改訂版を公表。 令和5年度アクセス数：430件 ※前年度から計上方法を変更	東京都

特区の掲げる目標の達成に寄与したその他の事業

事業名	事業概要	関連する数値目標	実績	自治体名

体制強化、関連する民間の取組等

体制強化	
民間の取組等	